

| 質問 | 意見 | No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項目 | | | | | 意見・質問内容 | 回答 | |
|----|----|-----|------|---|----|----|---|------|---|------|---------|---|--|
| | ○ | 1 | 実施方針 | 3 | 5 | 第1 | 1 | (10) | | | | 「物価変動リスク」に的確に対処するため、設計・施工一括契約を締結した後、本設計が完成した時点における設計・仕様に基づく積算を実施し、それに基づく単価合意方式（国交省工事等で採用されている）の契約を結び直す事により、スライド条項（インフレスライド、単品スライド、全体スライド等）が適正に運用出来るよう要望します。 | ご意見として承ります。物価変動への対応については、入札公告時にお示しします。 |
| | ○ | 2 | 実施方針 | 6 | 35 | 第2 | 2 | (3) | ① | オ | | 原案では、「建設業務及び解体業務について共同企業体を結成する場合は、その構成員数2者又は3者により構成されるものとする」となっておりますが、県の公共事業の地元業者優先発注の観点からも、より多くの地元建設業者が当該工事に参加出来るよう構成員数を2者～5者程度まで柔軟に対応出来る形に改めて頂くよう要望します。 | 要望事項を踏まえて構成員数の要件の変更を検討します。詳細は、入札公告時にお示しします。 |
| | ○ | 3 | 実施方針 | 6 | 33 | 第2 | 2 | (3) | ① | エ | | 特定建設工事共同企業体においては、共同施工方式（甲型JV）を基本とする。とありますが、1社単独で建設企業と解体企業の要件を満たしている場合、JVを組まず1社単独で建設業務と解体業務を行うことは可能でしょうか。又、建設業務と解体業務を1社で施工した場合、配点等への影響はあるのでしょうか。 | 実施方針第2 2(3)①カに記載のとおり、建設企業が解体企業の要件も満たす場合は、解体企業を兼ねることも可能です。応募者の組成を点数化する想定はしていません。入札公告時に落札者決定基準でお示しします。 |
| | ○ | 4 | 実施方針 | 6 | 12 | 第2 | 2 | (3) | | | | 本案件はWTO対象ですが、参加資格要件に特定建設工事共同企業体での代表者や構成員への総合評価値などの追加はあるのでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| | ○ | 5 | 実施方針 | 6 | 12 | 第2 | 2 | (3) | | | | 秋田県内への経済波及の観点からも、特定共同企業体を秋田県内が主たる営業所で組成する特定共同企業体へ加点をして頂きたい。 | No. 3の回答を確認してください。 |
| | ○ | 6 | 実施方針 | 7 | 1 | 第2 | 2 | (3) | ① | カ | | 複数の要件を満たす企業は、当該複数の業務を実施することができる。とあり ※ただし、建設企業、解体企業及び工事監理企業については、同一の者とする事は認めない。とありますが、これは建設企業と解体企業は同一企業で良いが、建設企業と工事監理企業、解体企業と工事監理企業が同一の場合が認められないとの事なのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| | ○ | 7 | 実施方針 | 8 | 6 | 第2 | 2 | (3) | ② | イ b. | | 秋田県の入札参加資格名簿に建築一般で登録とありますが、県内及び県外のどちらでも参加できるのでしょうか、ご享受下さい。 | お見込みのとおりです。 |
| | ○ | 8 | 実施方針 | 8 | 6 | 第2 | 2 | (3) | ② | イ b. | | 秋田県の入札参加資格名簿に建築一般で登録とありますが、営繕工事設計業務執行能力評価要領による評価点において何点以上が参加資格があるか教えて下さい。 ※県立高校の設計業務入札等の場合55点以上 | 本事業においては特段の規定は設けません。 |
| | ○ | 9 | 実施方針 | 8 | 6 | 第2 | 2 | (3) | ② | イ b. | | 秋田県の入札参加資格名簿に建築一般で登録とありますが、「県内の建築設計事務所」を対象にご再考頂きたいと思えます。 | WTOの規定から、「県内の建築設計事務所」に限定することはできないため、原案のとおりとします。 |
| | ○ | 10 | 実施方針 | 8 | 6 | 第2 | 2 | (3) | ② | イ b. | | 秋田県の入札参加資格名簿に建築一般で登録とありますが、営繕工事設計業務執行能力評価要領による評価点において、参考までに県立高校の設計業務入札等の場合「55点以上」の企業に参加資格があり、それを参考に設定をお願いいたします。 | No. 8の回答を確認してください。 |
| | ○ | 11 | 実施方針 | 8 | 8 | 第2 | 2 | (3) | ② | イウエ | | 参加要件の実績に、1棟の延べ面積が2,000㎡以上の庁舎又は事務所とありますが、事務所とは、民間企業が発注した事務所も対象になるのでしょうか。又、倉庫等と併用の事務所なども対象になるのでしょうか。 | 前段については、民間企業が発注した事務所も対象となります。後段については、倉庫等と併用の場合、事務所の面積のみが対象となります。 |

| 質問 | 意見 | No. | 資料名 | 頁 | 行 | 項目 | | | | | 意見・質問内容 | 回答 |
|----|----|-----|----------|----|----|-----|---------|-----|---|---|---|--|
| | ○ | 12 | 実施方針 | 8 | 12 | 第2 | 2 | (3) | ② | ウ | 建設業務を行う企業の条件は「1棟の延べ床面積が2,000m ² 以上の庁舎又は事務所の建築工事を元請けとして完成させた実績」となっておりますが、県の公共事業の地元業者優先発注の観点からも、地元業者が参加しやすいよう1棟の延べ床面積要件の緩和、用途要件を庁舎又は事務所ではなく公共建築物等に緩和して頂きたいと要望します。また、共同企業体としての施工実績の場合は、「代表者としての施工した実績を有する者」となっておりますが、同様の観点から、代表者以外の構成員でも可として頂き、出資比率は15%以上として頂きたいと要望します。 | 原案のとおりとします。 |
| | ○ | 13 | 実施方針 | 18 | 別紙 | リスク | 物価変動リスク | | | | 「物価変動リスク」について、原案では「建設期間中のインフレ・デフレによる工事費増減については、原則、入札時を起点とし物価指数に基づき見直しを行う」としておりますが、これでは世間全体の物価指数なのか、建設市場の物価指数なのか判然とせず、又契約締結後選定された建設部材や労務費ごとの物価変動にどう対処するのかが曖昧であるため、設計・施工一括契約を締結した後、本設計が完成した時点においての設計・仕様に基づく積算を実施し、それに基づく単価合意方式（国交省工事等で採用されている）の契約を結び直す事により、スライド条項（インフレスライド、単品スライド、全体スライド等）が適正に運用出来るよう要望します。 | 「入札時を起点」は「入札公告時を起点」に置き換える予定です。なお、物価変動への対応については、No. 1 の回答を確認してください。 |
| | ○ | 14 | 要求水準書(案) | 23 | 23 | 第2 | 2 | (2) | | | 設計業務委託を統括する管理技術者の資格取得後の実務経験年数について特に記述が無いのですが、ご指示をお願いいたします。 ※県立高校の設計業務入札等の場合5年以上 | 設計業務委託を統括する監理技術者の実務経験年数について、「資格取得後5年以上」を求めることとします。詳細は入札公告時に示します。 |
| | ○ | 15 | 要求水準書(案) | 23 | 23 | 第2 | 2 | (2) | | | 設計業務委託を統括する管理技術者の資格取得後の実務経験年数について、参考までに県立高校の設計業務入札等の場合5年以上となっており、ご再考をお願いいたします。 | No. 14の回答を確認してください。 |
| | ○ | 16 | 要求水準書(案) | 23 | 23 | 第2 | 2 | (2) | | | 設備設計1級建築士の関与が条件とありますが、その資格を持つ県内の設備設計事務所の企業数が限られているため、他の事業者と重複して協力会社として記載してよいでしょうかご享受下さい。 | 構成員に含めない企業に所属する設備設計1級建築士の関与を想定する場合、同建築士が他の応募者の設備設計に関与することは可能です。 |